

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第三千五百十六號

昭和十五年六月一日(主)
海軍大臣官房

○ 通 牒

海人機密第一號ノ一四〇

昭和十五年五月三十一日

内令提
要登載

廢止

各鎮守府參謀長殿

海軍省人事局長
海軍省經理局長
昭和十八年公報第 四九九號
ヲ本號廢止

大型機新搭乗員特別教育實施ノ下士官及
兵ノ身上取扱ニ關スル件申進

昭和十四年官房機密第一一三三號ノ規程ニ依リ大型機
新搭乗員特別教育ヲ實施セラルベキ操縦員、偵察員及
搭乗整備員ハ夫々特別教育擔任ノ海軍航空隊ニ入隊セ
シメ之ガ身上取扱及諸給與ニ關シテハ練習生ニ準ジ處
理スル義ト了知相成度

航本機密兵第四八八號

昭和十五年五月三十一日

海軍航空本部長

海軍公報 (部内限) 第三千五百十六號

昭和十五年六月一日

五九九

横須賀
吳
佐世保
舞鶴

海軍軍需部長殿

兵器保管轉換並ニ組替整理ノ件通牒

(飛行長主管)
整備長主管

在庫、供用並ニ貸與中ノ九四式二號水上偵察機用交話
器ヲ主體ヨリ分離交話器三座用ニ組替ノ上飛行長主管
ニ保管轉換スベシ
追テ註文中ノモノハ庫納次第分離ノ上保管轉換ノコ
ト

○ 辭 令

朝日丸二等運轉士 塩味 常吉

支那方面艦隊事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

(留海軍省)

片山 克次

0953

第二遣支艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(部内限)

從四位 樺山 丑二

支那方面艦隊事務ヲ囑託シ部内限委任官待遇トス

朝鮮總督府技師 土橋 宣夫

海軍燃料廠鑛業部ニ於ケル鎮南浦繫船工事業務囑託ヲ解ク

大阪帝國大學助教授 林 龍雄

海軍航空技術廠兵器部ニ於ケル研究業務ヲ囑託シ報酬年額五百圓ヲ贈與ス

臺灣總督府交通局副參事 中山 堅吉

海軍ニ於ケル軍事郵便事務囑託ヲ解ク

同 上運天先次郎

海軍ニ於ケル軍事郵便事務ヲ囑託ス

鎮海要港部病院及鎮海海軍共濟組合事務囑託

根本 儀一

聯合艦隊齒科治療業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千七百六拾圓ヲ給シ部内限委任官待遇トス

進藤 琢藏

海軍航空技術廠科學部ニ於ケル業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千貳拾圓ヲ給シ部内限委任官待遇トス

貯金局事務官 水谷 七代

海軍省事務ヲ囑託ス(以上同)

海軍主計中尉 今城 能文

軍艦樞野艦裝員ニ要スル經費支拂ノ爲臨時資金前渡官吏ヲ命ス

海軍主計少尉 秋山 俊男

軍艦橋立艦裝員ニ要スル經費支拂ノ爲臨時資金前渡官吏ヲ命ス(以上同) 支田官海軍省經理局長)

○ 雜 款

○將旗掲揚

練習艦隊司令官ハ六月一日將旗ヲ香取ニ掲揚セリ

○郵便物發送先

練習艦隊司令部、軍艦香取宛

六月 十 日迄ニ到達見込ノモノハ	横 須 賀
同 十九 日迄ニ 同	吳 府
同 二十四日迄ニ 同	別 府
同 三十日迄ニ 同	三 田
七月 八 日迄ニ 同	德 山

0954

<p>同 十五日迄ニ 同 十九日迄ニ 同 二十二日迄ニ 同 二十八日迄ニ 同 八月六日迄ニ</p> <p>吳 佐 宇 宮 吳 伯 和 島 島</p>	<p>軍艦隅田宛 六月七 日迄ニ到達見込ノモノハ 吳 同 十一 日迄ニ 同 佐世保郵便局氣付 其ノ後ハ</p>	<p>○郵便物發送先變更<small>(五月三十一日 本欄参照)</small> 軍艦鹿島宛 六月 二 日迄ニ到達見込ノモノハ 横 濱 同 十九 日迄ニ 同 吳 其ノ後ハ 練習艦隊司令部ニ同ジ</p>	<p>○事務開始 大湊要港部軍需部設立準備委員事務所ヲ大湊要港部廳 舎内ニ設置シ五月九日ヨリ事務ヲ開始セリ</p>	<p>○事務所移轉 美幌海軍航空隊<small>(假稱)</small>設立準備員事務所ヲ六月一日 千歳海軍航空隊内ヨリ北海道網走郡美幌町ニ移轉ス</p>	<p>○事務所撤去 軍艦隅田艦裝具事務所ハ五月三十一日撤去セリ</p>
--	---	--	---	---	---

海軍公報(部内限) 第三千五百十六號 昭和十五年六月一日

六〇一

0955

○艦船所在

指定ヲ要セズ

○六月一日午前十時調

【横須賀】

春日▲足柄▲夕張、神威、比叡、▽赤城、
蒼龍▲、嚴島、駒橋、瑞穂、▽香取

▽朝雲▲、山雲▲

伊七、伊五▲、▽伊一二四▲、伊一二三▲
尻矢

【長浦】

(高崎)、(翔鶴)、(伊二三)▲、(伊一七)▲
汐風、帆風、峯雲

伊六、▽呂五七、呂五八

掃五、掃六、▽掃三、掃一、掃二、掃四

鳴戸

(宗谷)

【鶴見】

(國後)▲

【横濱】

鹿島▲

【浦賀】

狹霧▲

(早潮)▲、(時津風)▲

【館山】

夏雲、澤風▲

【小名濱】

迅鯨

【大湊】

白鷹

呂五九

【函館】

▽朝風

【吳】

淺間、鳳翔、鬼怒▲、大鯨▲、扶桑▲、日向、
龍驤▲、妙高▲、千代田▲、▽球磨、初鷹

吳竹、若竹、早苗、矢風▲、▽菊月

伊一二二▲、伊一二一▲、伊一六、
伊五七▲、呂六四、呂六三、▽呂六八、
伊七四

雁

掃一三、掃一四▲、▽掃一六、掃一五

攝津、隱戸

(日進)、(伊九)▲、(伊二五)▲、(伊二七)▲

長鯨、八雲

(橋立)▲、(夏潮)▲、(浦風)▲

木曾▲、大井

伊一▲、▽伊二▲、伊三▲

(瑞鶴)▲、(伊一〇)▲、(伊一九)▲、(伊二〇)▲、
(伊二一)▲、(伊二二)▲

鶴見▲

(蒼鷹)▲

伊四▲

(占守)▲

【因ノ島】

長月▲、文月▲

【舞鶴】

吾妻▲、龍田▲、長良▲

▽秋風、夕風、羽風、太刀風、朝顔、芙蓉、
刈萱▲

▽隼▲、鴨▲、鴻▲、鶴▲、千鳥

伊五二▲

(親潮)▲、(天津風)▲、(嵐)▲

0956

【敦賀】天龍
青葉、衣笠、加賀、名取、霧島、北上、

八重山、常磐

初春、三日月、夕月、卯月、夕風、阜月、

睦月、水無月

呂三〇、呂三一、呂三二、呂六〇、呂六一、

呂六二、伊六二、伊六一、伊六四、

呂六五、呂六七、呂六六

掃一一、掃一二、掃一〇、掃九

敷島、佐多

(八丈)、(磯風)、(伊一八)、(伊二四)

【長崎】(檜野)

【群山】疾風

【作業地】出雲、安宅、熱海、鳥羽、勢多、堅田、

比良、保津、二見、伏見、鳥海、嵯峨、

磐手、勝力、千歳、由良、多摩、

能登呂、長門、陸奥、山城、伊勢、金剛、

榛名、加古、古鷹、阿武隈、川内、

劍埼、高雄、愛宕、摩耶、羽黒、那智、

熊野、鈴谷、三隈、最上、利根、筑摩、

神通、那珂、五十鈴、飛龍

栗、梅、蓮、松風、朝風、若葉、初霜、

子日、春風、旗風、沖風、峯風、神風、

波風、野風、沼風、彌生、如月、望月、

村雨、春雨、夕立、五月雨、江風、涼風、

海風、山風、白露、夕暮、有明、時雨、

東雲、白雲、叢雲、薄雲、綾波、浦波、

磯波、敷波、天霧、朝霧、夕霧、大潮、

朝潮、荒潮、滿潮、黒潮、雪風、初風、

夜、霞、陽炎、不知火、響、雷、電、曉、

潮、曙、朧、漣、初雪、白雪、吹雪、

呂三四、呂三三、伊五六、伊五八、

伊五三、伊五四、伊五五、伊六七、

伊六六、伊六五、伊六八、伊六九、

伊七〇、伊七二、伊七一、伊七三、

伊八、伊七五

鷺、鳩、雉、友鶴、初雁、真鶴

掃七、掃一七、掃一八、掃八

朝日、大泊、明石、知床、問宮、野島

【航海中】

石廊 (五月二十日)「ホノルル」發「パラオ」へ

早稲 (五月二十七日)「マニラ」發「佐世保」へ

襟裳 (五月二十七日)「ヒロ」へ

沖島 (五月三十日)室蘭發「横須賀」へ

追風 (五月三十日)仁川發「本浦」へ

隅田 (五月三十一日)大阪發「吳」へ

伊六〇、伊五九 (五月三十一日)江田内發「吳」へ

室戸 (五月三十一日)佐世保發「舞鶴」へ

0957

海軍公報(部内限)號外

海軍大臣官房

昭和十五年六月一日(土)

○令 達

官房第二八九九號

所得稅徵收手續左ノ通定ム

昭和十五年六月一日

海軍大臣

所得稅徵收手續

第一章 總 則

第一條 海軍ニ於ケル分類所得稅ノ徵收ニ付テハ本手續ニ依ルベシ

本手續ニ規定ナキモノハ所得稅法、同施行規則、同施行細則、支出官事務規程、出納官吏事務規程等ニ依ルモノトス

第二條 所得稅法第七十二條ニ規定スル支拂者トハ海軍ニ於テハ支出官又ハ出納官吏ヲ謂フ

第三條 分類所得稅ノ徵收事務ノ會計ノ監督ニ付テハ海軍會計監督規程ヲ適用ス

第四條 所得稅法第八十一條及第八十二條ノ規定ニ依リ稅務署長又ハ其ノ代理官ノ行フ質問又ハ檢査ハ艦船、部隊、官衙若ハ學校ニ立入リテ之ヲ行ヒ又ハ軍事上ノ祕密ニ屬スル事項ニ付之ヲ行フコトヲ得ザルモノトス

第二章 課稅所得

第五條 所得稅法第十條第四ニ規定スル俸給、給料及賞與竝ニ此等ノ性質ヲ有スル給與トハ海軍ニ於テハ別表第一ニ掲グルモノヲ謂フ

第六條 所得稅法第十條第六ニ規定スル退職所得トハ海軍ニ於テハ退職賞與又ハ退職手當ヲ謂フ

第七條 所得稅法第十一條第一項第一號ノ規定ニ依リ分類所得稅ヲ課セラレザル軍人及軍屬ノ所得ノ範圍ハ左ノ各號ニ掲グルモノニ限ル

一 從軍中ノ俸給(給料等ヲ含ム以下之ニ同ジ)、手當及賞與但シ内地ニ在ル從軍者ノ範圍ハ應召者以外ハ其ノ都度之ヲ指定ス

(限 内 部)

海軍公報(部内限)號外

0958

二 戰時増俸

第八條 家族渡ニ係ル給與ニ付テハ所得税法第七十二條ノ規定ニ拘ラズ本人ノ所屬スル應ノ支拂者之ヲ支拂フモノト看做ス

第三章 徴收及拂込

第九條 徴收税額ノ計算ハ税票(別紙様式)ニ依リ之ヲ爲スベシ

税票ハ其ノ年一月一日ノ現在員ニ付之ヲ作成スルモノトス但シ當分ノ間別表第二ニ掲グル者ニ付テハ之ヲ作成セザルコトヲ得

第十條 基礎控除、扶養控除又ハ生命保険料ノ控除ヲ受ケントスル者ハ毎年一月十日迄ニ左ノ申請書又ハ申告書ヲ支拂者ニ提出スベシ

- 一 扶養家族、生命保険料控除申請書
- 二 基礎控除申告書(恩給、年金、歳費、費用辨償ヲ受クル者及其ノ他二以上ノ支拂者ヨリ賞與以外ノ給與ヲ受クル者ニ限ル)

第十一條 新ニ所得税ヲ納ムル義務ヲ生ジタル者ニ付テハ前二條ノ規定ニ依ル期日ハ其ノ日トス

第十二條 納税義務者所得税法施行地内ニ轉出ノ際ハ支拂者ハ其ノ税票ノ寫ヲ新所屬廳ニ移牒スベシ

新所屬廳ニ於テハ前項ノ税票(寫)ヲ繼續使用スルヲ例トス

第十三條 支拂者ハ俸給、給料等支拂ノ際税票ニ依リ計算シタル税額ヲ其ノ俸給、給料等ヨリ差引キ之ヲ徴收スルモノトス

第十四條 支拂者徴收ヲ爲シタルトキハ所得税拂込書ニ徴收高計算書又ハ退職所得明細書ヲ添附シ成ルベク速ニ日本銀行本店、支店、代理店又ハ郵便局ニ拂込ムモノトス

第十五條 徴收シタル税金ニシテ徴收過不足ヲ生ジタルトキハ翌月分以降ノ給與支拂ノ際之ヲ整理スルコトヲ得

第十六條 支拂者第十條ノ規定ニ依ル申請書又ハ申告書ヲ受理シタルトキハ之ニ付書類上ノ調査ヲ爲スモノトス

前項ノ申請書又ハ申告書ハ用濟後之ヲ所轄稅務署ニ提出スルモノトス

第十七條 所得税法第八十條第一項ノ規定ニ依ル支拂調書ニ記載スベキ給與ハ別表第一ニ掲グル課稅所得トス

附則

第十八條 昭和十五年ニ限り第九條又ハ第十條ニ規定スル税票ノ作成又ハ申請書若ハ申告書ノ提出期限ハ左ノ通トス但シ第二號ニ該當スル者ニ付テハ四月一日以後ニ遡リ徵收税額ヲ計算シ之ヲ徵收スルモノトス

一 四月一日以後引續キ戰時増棒ノ支給ヲ受クル者 八月一日

二 其ノ他ノ者 六月一日

前項第二號ノ提出期限ハ支拂者ニ於テ適宜之ヲ繰上グルコトヲ得

(別表二、様式一葉添)

官房第二九〇〇號

當分ノ間工員又ハ鑛員ヲ使役スル各廳ニ於テハ工員又ハ鑛員ノ受クル甲種ノ勤勞所得ニ對スル所得税ノ徵收ニ關シ左ノ方法ニ依ルコトヲ得

一 本年六月分以降徵收スベキ税額ハ前月ニ於テ徵收スベカリシ税額ヲ以テ之ヲ徵收ス但シ定期賞與ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

二 前號ニ依リ當月分トシテ徵收シタル税額ト當月徵

收スベカリシ税額トノ差額ハ毎月差引累計シ其ノ過不足額ハ定期賞與ニ付徵收スベキ税額等ニ於テ之ヲ整理スルモノトス

前項ニ依リ所得税ヲ徵收スル各廳ハ成規ノ方法ニ復シ得ル期間ヲ豫定シ報告スベシ

昭和十五年六月一日

海軍大臣

○通牒

經給第四七號

昭和十五年六月一日

海軍省經理局長

關係各廳長殿

所得税ノ取扱ニ關スル件通牒

今般官房第二八九九號ヲ以テ海軍ニ於ケル所得税徵收手續定メラレ候處左記各號御了知ノ上處理相成度

記

一 源泉課税セララルル者

(一) 内地ノ支拂者ヨリ第二號ノ給與ヲ受クル内地各廳ノ勤務者

0960

(二) (從軍中ノ軍人及軍屬ニ付テハ第三號參照)
内地ノ支拂者ヨリ前號ノ給與ノ支給ヲ受クル外國ニ在ル者

(註)

一 朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島(以下外地ト稱ス)ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ノ勤勞所得ニ付テハ分類所得稅ヲ課セラレズ各該地ノ所得稅令ニ依リ前年中ノ收入ニ依リ課稅セラル

二 内地ノ支拂者ヨリ外國ニ在ル者ニ既ニ送金濟ノ給與ニ付テハ遡リテ徵收ノ要ナシ

二 源泉課稅セラルル所得

(一) 甲種ノ勤勞所得

所得稅法第十條第四ノ通ナルモ海軍ニ於テハ所得稅徵收手續別表第一ノ通定メラル

(二) 甲種ノ退職所得

退職賞與及退職手當

(註)

一 共濟組合給付金(年金ヲ含ム)ニハ課稅セラレズ

二 綜合所得稅ヲ課セラルル者ハ分類所得稅ヲ

併課セラル

三 從軍中ノ軍人及軍屬ノ所得稅免除ノ範圍

(一) 所得稅法第十一條第一項第一號ニ於テ舊法通從軍中ノ軍人及軍屬ノ俸給、手當及賞與ニ付テハ所得稅ヲ免除セラルルコトナリタルモ「從軍」ノ解釋ニ付從來大藏省ニ於テ定メタルモノヲ廢止シ

内地ニ在ル從軍者ノ範圍ハ海陸軍大臣ニ於テ之ヲ指定スルコトナレリ其ノ結果ハ所得稅徵收手續第七條ニ掲グル通ナルモ來七月三十一日迄ハ昨年通トシ八月一日以降ハ同條第一號但書ノ規定ニ依リ指定セラル從テ内地ニ在ル各部ニ勤務スル者ニシテ指定セラレザル者ハ八月一日以降其ノ支給ヲ受クル俸給(戰時増俸ヲ除ク)、手當及賞與ニ付課稅セラル

(二) 前

項

ノ内地ニ在ル各部トハ内地ニ在ル陸上各廳ノ外艦船ニ在リテハ外地又ハ外國沿岸ニ在ル以外ノ艦船トス
外地又ハ外國沿岸ニ在ル艦船乘員ノ前項ニ依リ所得稅ヲ免除セラルルハ外地又ハ外國ニ向ケ内地港灣出港ノ月ヨリ任務ヲ終ヘ内地港灣歸著ノ月迄トス

(註)

一 應召者ノ俸給、手當及賞與ニ對シテハ内地

ニ在ル者ト雖モ戰時増俸ヲ受クル期間ハ所得
税ヲ課セズ(所得税徵收手續第七條)

二 八月一日以降從軍者トシテ海軍大臣ニ於テ

指定セラルル範圍ハ(一)内地ニ在リテ戰時増俸
戰地額ヲ受クル者即チ内地ニ在リテ對敵行動
ヲ取ル部隊トシテ指定セラレタル部隊員(二)艦
隊所屬ノ艦船乗員ノ豫定ナリ

四 控 除

(一) 基礎控除

年七百二十圓、月六十圓、一日二圓(月ノ大小ニ
拘ラズ)ノ割合ニ依リ甲種ノ勤勞所得ノ支給期間
ニ應ジ之ヲ控除ス

基礎控除ハ賞與以外ノ給與ヨリ之ヲ控除シ控除不
足ノ場合ノミ賞與ヨリ之ヲ控除ス

二以上ノ支拂者ヨリ勤勞所得ヲ受クル者ニ對スル
基礎控除ハ左ノ各號ニ依ル

(1) 國ヨリ受クル恩給年金、公共團體ヨリ受クル
恩給年金、歳費及費用辨償ニ付テハ各其ノ支拂
者ニ於テ本順位ニ依リ控除スルヲ以テ海軍ニ於

テハ其ノ控除不足額ノミヲ俸給、給料等ヨリ控
除ス(所得税法施行規則第十六條)

(2) 二以上ノ支拂者ヨリ受クル前號以外ノ諸給與

(俸給、給料等)ニ付テハ其ノ基礎控除申告書ニ
基キ主タル給與ノ支拂者ニ於テノミ之ヲ控除ス
(所得税法第十六條)

(二) 扶養家族ノ控除

同居ノ妻、戸主、家族中年齡十八歳未満又ハ六十
歳以上ノ者、不具廢疾ノ者アル場合一人ニ付年十
二圓、月一圓等ノ割合ニテ税額ヨリ之ヲ控除ス(所
得税法施行規則第二十四條)但シ扶養家族ガ前年
中ニ甲種ノ勤勞所得、事業所得、乙種ノ勤勞所得
又ハ山林所得ヲ有シ其ノ額百五十圓ヲ超ユル金額
ノ基礎控除ヲ受クル場合ハ其ノ家族ニ付テハ之ヲ
控除セズ

二人以上ノ者夫々勤勞所得ヲ有スル場合其ノ中一
人ノ税額中ヨリ扶養家族ノ控除ヲナストキハ他ノ
者ノ税額ヨリハ其ノ扶養家族ノ控除ヲ認メズ尙總
所得五千圓ヲ超エ綜合所得税ヲ賦課サルル場合ハ
扶養家族ノ控除ナシ

(三) 生命保険料ノ控除

0962

本人若ハ家族又ハ其ノ相續人ヲ保險金受取人トスル生命保險契約ノ爲ニ拂込タル保險料アルトキハ前年中拂込タル保險料ノ金額ニ應ジ年十二圓、月一圓以内ヲ控除ス(所得税法施行規則第三十一條)生命保險料ノ控除ハ賞與以外ノ給與ノ税額ヨリ之ヲ控除シ控除不足ノ場合賞與ニ對スル税額ヨリ之ヲ控除ス

五 税金ノ拂戻及追徴

基礎控除不足等ノ爲過納トナリタル税金ハ翌年一月三十一日迄ニ支拂者ヲ經由シ所轄稅務署ニ申請書ヲ提出シテ還付ヲ受クルコトヲ得

(所得税法施行規則第十四條、同第二十六條)

右ノ外海軍ニ於テハ誤算等ノ爲徵收税額ニ過不足アルトキハ所得稅徵收手續第十五條ノ規定ニ依リ翌月分以降ニ於テ之ヲ整理スルコトヲ得

六 税 票

甲種ノ勤勞所得及甲種ノ退職所得ニ對スル税額ノ算出ヲ容易ナラシメ徵收事務ヲ統一シ、徵稅ノ基礎ヲ明瞭ナラシムル等ノ爲各人別ニ税票ヲ作成スルコトトス之ガ様式ハ所得稅徵收手續ニ定メラレタル通ナ

ルモ各部ニ於テ多少變更スルハ差支ナシ諸様式ノ記載

七 徵收高計算書(所得税法施行細則第三號書式丁)

(一) 「支給總額」、「基礎控除ニ依リ失格スルモノ」ノ欄及備考第五號ノ事項ハ之ヲ記載セザルモノトス本計算書ハ必ず拂込書ト共ニ日本銀行等ニ提出スルヲ要スルヲ以テ若シ所定ノ記載困難ナル事情アル場合ハ「徵收税額」ノ金額ノミ記載ノ上之ヲ提出シ爾後直ニ所轄稅務署長ニ所定ノモノヲ提出スルヲ要ス

(二) 支拂調書(所得税法施行細則第五號書式戊)

住所ハ町、村ニテ之ヲ止メ字、番地等ハ之ヲ記載スルニ及バズ

(註) 住所ノ記載ニ關シテハ所轄稅務署ト協議シ之ヲ簡易化シ得ルコトニ大藏省主稅局ト協議シ濟ナリ

八 計算證明

軍人及軍屬(軍屬タル工員ヲ除ク)ニ對スル所得稅ノ徵收、拂込等ニ關スル計算證明上ノ取扱ハ國庫納金ノ取扱ニ準ズ

經給第四八號

昭和十五年六月一日

海軍省 經理局長

關係各廳長殿

工員又ハ鑛員ノ甲種ノ勤勞所得ニ對スル
所得稅徵收特例ノ件通牒

今般官房第二九〇〇號ヲ以テ首題ノ件令達セラレ候處
之ガ取扱ニ關シテハ左記ノ通ト了知相成度

記

一 本特例ハ多數工鑛員ヲ使役スル工作廳等ニ於テ徵收事務ノ不慣、人員ノ不足等ノ爲賃金締切日ヨリ給與支拂日迄ノ間ニ稅額ノ算出困難ナル事情アルニ鑑ミ大藏省諒解ノ下ニ決定セラレタル臨時的便法ナリ從ツテ此等ノ原因ヲ出來得ル限リ至急除去シ法令ノ定ムル成規ノ方法ニ復スルヲ豫期セラルルモノナリ

二 本特例ニ依ル場合ノ稅票ノ整理ハ概ネ別紙ニ示ス通トス

三 本特例ニ依ル場合徵收高計算書ノ取扱ハ左ノ各號ニ依ル

(一) 拂込書ト共ニ日本銀行等ニ提出スル計算書ニハ「徵收稅額」ノ金額ノミヲ記載シ摘要欄ニ「細目ハ

……稅務署ニ直送ス」ト記載ノコト

(二) 成規ノ計算書ハ遅クモ翌月十日迄ニ之ヲ作成シ所轄稅務署ニ提出スルモノトス

(出來得レバ)「算出稅額合計」ヨリ「控除額」ヲ控除シタル額ト「徵收稅額」トノ差額(累計共)ヲ摘要欄ニ掲記スルコト)

(別紙一葉、附錄添)

海軍公報 (部内限) 號外

七

0964

(別紙) (紙質適用) (紙用紙ノ外形寸法ハ日本標準規格B5判)

税 票

所屬名		職名		氏名		賃 錢		就 職 年 月 日				
區分	支給 月 日	支給額	基礎 控除額	差引計 (不足額赤)	税 額	扶 養、 保 險 料 控除税額	差 引 徴收税額 (不足額赤)	徴收税額	徴 收 過 不足額 (不足額赤)	徴 收 過 不足 累計 (不足額赤)	摘 要	
											税 控 除	控除税額
賃 錢 等	4-28	11250	6000	5200	312	200	112	112	0	0	税 控 除	控除税額
	5-28	11820	6000	5800	348	200	148	112	△ 36	△ 36	扶 養 家 族 2 人 保 險 料 回 計	200
	6-28	11500	6000	5500	330	200	130	148	△ 18	△ 18		0
	7-28	12340	6000	6300	378	200	178	130	△ 48	△ 66		200
	8-28	11050	6000	5000	300	200	100	178	△ 78	△ 12	基礎控除ノ要否 ×不要 (60000)	
	9-28	11800	6000	5800	348	200	148	100	△ 48	△ 36	(1) 國ヨリ受クル恩給及 年金 (2) 公共團體ヨリ受クル 恩給及年金 (3) 歳 費 (4) 費用弁償	
	10-28	11500	6000	5500	330	200	130	148	△ 18	△ 18		
	11-28	11400	6000	5400	324	200	124	130	△ 06	△ 12		
12-28	11000	6000	5000	300	200	100	124	△ 24	△ 12			
											綜合所得税決定ノ有無	
賞 與	支給 月 日	支給額	基礎控除 不足額 控 除	差引計	税 額	控除税額 不足額 控 除	差 引 徴收税額	備 考				
	6-28	9000		9000	540		540					
	12-28	10000		10000	600	△ 12	588					

(昭和十五年六月一日公報(部内限)號外)

△印ハ朱書 ×印ハ抹消

0965

(別紙様式) (紙質適用) (紙用紙ノ外形寸法ハ日本標準規格 B5判)

税 票

所 属 名		官 職 名		氏 名		俸 給 料 等		就 職 年 月 日	
區 分	支 給 日	支 給 額	基 礎 控 除 額	差 引 計 (不足額赤)	税 額	扶 養、 保 險 料 控 除 税 額	差 引 徴 收 税 額 (不足額赤)	摘 要	
俸 給 料 等								税 控 除	
								扶 養 家 族 人 保 險 料 回	
								計	
								基礎控除ノ要否 要 (回) 不要	
								(1) 國ヨリ受クル恩給及年金 (2) 公共團體ヨリ受クル恩給及年金 (3) 歳 費 (4) 費用弁償	
								綜合所得税決定ノ有 無	
								備	
								考	

(昭和十五年六月一日公報(部内限)號外)

0966

(別表第一)

其ノ他ノ者	嘱託員	鑛員	工員	軍人		被課稅者	基本所得(甲)	課稅	共ノ他(乙)	所得
				軍人	文官、同待遇者					
報	賃錢 (増服業賃錢、當直賃錢 及不就業日賃錢ヲ含ム)	給	俸給 (年功加俸及精勤加俸ヲ 含ム)	料	潜水艦加俸	勤勉手当	賞	賞	賞	賞
酬	諸加給 (乘艦加給ヲ除ク)	勤	勤	勤	勤	勤	勤	勤	勤	勤
旅費及食料以外ノ金錢給與全部	家族手当	家族手当	家族手当	家族手当	家族手当	家族手当	家族手当	家族手当	家族手当	家族手当

(昭和十五年六月一日公報(部内限)號外)

0967

(別表第二)

(昭和十五年六月一日公報(部内限)號外)

軍人	俸給月額五十五圓四十錢以下ノ者
文官	(一) 勤勉手当ノ支給ヲ受クル配置ニ在ル者 俸給、給料又ハ報酬月額(日給者ニ在リテハ日給三十日分)四十圓未満ノ者 但シ別表第一ノ課税所得乙(賞與、勤勉手当及家族手当ヲ除ク)ノ支給ヲ受 クル者ハ其ノ給與額ヲ四十圓ヨリ控除シタル額未満ノ者 (二) 勤勉手当ノ支給ヲ受ケザル配置ニ在ル者 俸給、給料又ハ報酬月額(日給者ニ在リテハ日給三十日分)四十八圓未満ノ 者但シ別表第一ノ課税所得乙(賞與及家族手当ヲ除ク)ノ支給ヲ受クル者ハ 其ノ給與額ヲ四十八圓ヨリ控除シタル額未満ノ者
同待遇者	日給一圓四十錢未満ノ者但シ別表第一ノ課税所得乙(諸加給、賞與及家族手当 ヲ除ク)ノ支給ヲ受クル者ハ其ノ給與額ノ平均日額ヲ一圓四十錢ヨリ控除シタ ル額未満ノ者
備員	課税所得合計平均月額六十圓未満ノ者
囑託員	恩給、年金、歳費、費用弁償等ノ給與ノ支給ヲ受ケ又ハ他ノ支拂者ヨリ此等ノ 給與以外ノ給與ノ支給ヲ受クル者ニ付テハ本表ハ之ヲ適用セズ(所得税法施行 規則第十六條、同第十七條)
工員	課税所得合計平均月額六十圓未満ノ者
其ノ他ノ者	課税所得合計平均月額六十圓未満ノ者
備考	恩給、年金、歳費、費用弁償等ノ給與ノ支給ヲ受ケ又ハ他ノ支拂者ヨリ此等ノ 給與以外ノ給與ノ支給ヲ受クル者ニ付テハ本表ハ之ヲ適用セズ(所得税法施行 規則第十六條、同第十七條)

0968

(參照)

昭和十五年三月二十九日法律第二十四號所得稅法抄錄

第十六條 甲種ノ勤勞所得ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ

依リ年七百二十圓ノ割合ニ依リ給與ノ支給期間ニ應
ジテ算出シタル金額ヲ其ノ給與ヨリ控除ス

同一ノ支拂者ヨリ賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與

ト其ノ他ノ給與トヲ併セ受クル者ニ在リテハ前項ノ
控除ハ先ヅ賞與及賞與ノ性質ヲ有スル給與以外ノ給

與ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依
リ賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ニ及ブ

二以上ノ支拂者ヨリ甲種ノ勤勞所得ヲ受クル者ニ付
テハ前二項ノ規定ニ依ル控除ハ命令ノ定ムル所ニ依

ル
第二十四條 甲種ノ勤勞所得ニ對スル分類所得稅ニ付

テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ年一月一日現在ノ扶
養家族一人ニ付年百五十圓ノ割合ニ依リ給與ノ支給

期間ニ應ジテ算出シタル金額ノ百分ノ八ニ相當スル
金額ヲ分類所得稅額ヨリ控除ス

同一ノ支拂者ヨリ賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與
ト其ノ他ノ給與トヲ併セ受クル者ニ在リテハ前項ノ

(昭和十五年六月一日公報(部内限)號外附錄)

控除ハ先ヅ賞與及賞與ノ性質ヲ有スル給與以外ノ給
與ニ對スル分類所得稅ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ
命令ノ定ムル所ニ依リ賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル
給與ニ對スル分類所得稅ニ及ブ

二以上ノ支拂者ヨリ甲種ノ勤勞所得ヲ受クル者ニ付
テハ前二項ノ規定ニ依ル控除ハ命令ノ定ムル所ニ依
ル

第一項ノ扶養家族ガ前年中ニ甲種ノ勤勞所得ヲ有シ
又ハ其ノ年分ノ事業所得、乙種ノ勤勞所得若ハ山林
ノ所得ヲ有スル場合ニ於テ第十六條第一項、第十七
條、第十八條又ハ第二十條第一項ノ規定ニ依リ此等
ノ所得ヨリ控除スル金額ガ總額ニ於テ百五十圓ヲ超
ユルトキハ其ノ扶養家族ニ付テハ第一項ノ規定ニ依
ル控除ハ之ヲ爲サズ

第一項ノ扶養家族ニ付第二十五條第一項ノ規定ニ依
ル控除ヲ爲ストキハ其ノ扶養家族ニ付テハ第一項ノ
規定ニ依ル控除ハ之ヲ爲サズ

甲種ノ勤勞所得ヲ有スル者綜合所得稅ノ賦課ヲ受ク
ル者ナルトキハ賦課ヲ受クル年ノ七月一日ヨリ翌年
六月三十日迄ニ受クル給與ニ付テハ第一項ノ規定ニ
依ル控除ハ之ヲ爲サズ

0969

第二十六條ノ二 自己若ハ家族又ハ其ノ相續人ヲ保險金受取人トスル生命保險契約ノ爲ニ拂込ミタル保險料アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險料中年額二百圓以內ニ於テ命令ヲ以テ定ムル金額ノ百分ノ六ニ相當スル金額ヲ不動産所得、事業所得、勤勞所得又ハ山林ノ所得ニ對スル分類所得稅額ヨリ控除ス

(參照)

昭和十五年三月三十一日勅令第三百三十四號所得稅法施行規則抄錄

第十三條 甲種ノ勤勞所得ニ屬スル賞與(賞與ノ性質ヲ有スル給與ヲ含ム以下同ジ)以外ノ給與ニ付テハ所得稅法第十六條第一項ノ規定ニ依リ左ノ金額ヲ其ノ給與ヨリ控除ス

- 一 支拂ヲ受クベキ給與ガ一月分ナルトキハ六十圓
- 二 同半月分ナルトキハ三十圓
- 三 同一旬分ナルトキハ二十圓
- 四 同一週分ナルトキハ十四圓
- 五 前各號ニ該當セザル給與ナルトキハ七年七百二十圓ノ割合ニ依リ給與ノ支給期間ニ應ジテ算出シタル金額

第十四條 同一ノ支拂者ヨリ甲種ノ勤勞所得ニ屬スル賞與ト賞與以外ノ給與トヲ併セ受クル者ノ該賞與ニ付テハ所得稅法第十六條第二項ノ規定ニ依リ其ノ年中ニ於テ受クル賞與以外ノ給與ニシテ前條ノ規定ニ依リ控除額ニ達セザルモノアルトキニ限リ其ノ不足額ヲ賞與ヨリ控除ス

前項ノ不足額ハ豫算ニ依リ算出シ之ヲ賞與ヨリ控除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ豫算ニ依リ算出シタル不足額ガ實際ノ不足額ト異ルトキハ其ノ差額ニ對スル分類所得稅ニ付テハ左ノ各號ニ定ムル所ニ依リ

- 一 實際ノ不足額ガ豫算ニ依リ算出シタル不足額ヲ超過スルトキハ本人ノ申請ニ依リ更ニ其ノ差額ヲ賞與ヨリ控除シ過納ト爲リタル分類所得稅ニ相當スル金額ヲ其ノ年經過後本人ニ還付ス
- 二 實際ノ不足額ガ豫算ニ依リ算出シタル不足額ニ滿タザルトキハ其ノ差額ニ對スル分類所得稅ヲ其ノ年ニ於ケル最終ノ給與支拂ノ際支拂者ニ於テ徴收スベシ

前項第一號ノ規定ニ依リ控除ヲ受ケントスル者ハ翌年一月三十一日迄ニ其ノ申請書ヲ支拂者ヲ經由シテ所轄稅務署ニ提出スベシ

0970

第十六條 左ニ掲グル甲種ノ勤勞所得ニ屬スル給與ノ
 中二種以上ヲ併セ受クル者ニ在リテハ第十三條ノ規
 定ニ依ル控除ハ左ノ各號ノ順序ニ從ヒ先ヅ前ノ給與
 ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ順次後ノ給與ニ及ブ

- 一 國ヨリ受クル恩給
- 二 國ヨリ受クル年金
- 三 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ヨリ受
 クル恩給及年金
- 四 歳費
- 五 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ヨリ受
 クル費用辨償
- 六 前各號ニ掲グル給與以外ノ給與

第二十四條 甲種ノ勤勞所得ニ屬スル賞與以外ノ給與
 ニ付テハ所得税法第二十四條第一項ノ規定ニ依リ給
 與ヲ受クル者ノ申請ニ依リ其ノ年一月一日現在ノ扶
 養家族一人ニ付左ノ金額ヲ分類所得税額ヨリ控除ス

- 一 支拂ヲ受クベキ給與ガ一月分ナルトキハ一回
- 二 同半月分ナルトキハ五十錢
- 三 同一旬分ナルトキハ三十四錢
- 四 同一週分ナルトキハ二十四錢
- 五 前各號ニ該當セザル給與ナルトキハ年十二回ノ

割合ニ依リ給與ノ支給期間ニ應ジテ算出シタル金
 額

第二十六條 同一ノ支拂者ヨリ甲種ノ勤勞所得ニ屬ス
 ル給與ノ中賞與ノミノ支拂ヲ受クル者ノ該賞與ニ對
 スル分類所得税ニ付テハ支拂ノ際ニ於テハ所得税法
 第二十四條第一項ノ規定ニ依ル控除ハ之ヲ爲サズ
 前項ノ場合ニ於テ其ノ年中ニ他ノ所得ニ付所得税法
 第二十四條第一項又ハ第二十五條第一項ノ規定ニ依
 ル控除ヲ受ケザル扶養家族アルトキハ給與ヲ受クル
 者ノ申請ニ依リ其ノ扶養家族一人ニ付十二回ヲ該賞
 與ニ對スル分類所得税額ヨリ控除シ過納ト爲リタル
 分類所得税ニ相當スル金額ヲ還付ス

前項ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケントスル者ハ翌年一月
 三十一日迄ニ其ノ申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スベ
 シ

第三十一條 自己若ハ家族又ハ其ノ相續人ヲ保險金受
 取人トスル生命保險契約ノ爲ニ保險料ヲ拂込ミタル
 者ノ甲種ノ勤勞所得ニ對スル分類所得税ニ付テハ所
 得税法第二十六條ノ二ノ規定ニ依リ本人ノ申請ニ依
 リ給與ノ支給期間及前年中ニ拂込ミタル保險料ノ總
 額ニ應ジ左表ノ金額ヲ分類所得税額ヨリ控除ス

三

0971

前年中ニ拂込 ミタル生命保 險料ノ總額	十圓以下ナルト	四錢	二錢	一錢	一錢
	十圓ヲ超エ二十圓以下ナルト	八錢	四錢	二錢	二錢
	二十圓ヲ超エ六十圓以下ナルト	二十錢	十錢	七錢	五錢
	六十圓ヲ超エ百圓以下ナルト	四十錢	二十錢	十四錢	十錢
百圓ヲ超エ百四十圓以下ナルト	六十錢	三十錢	二十錢	十四錢	
百四十圓ヲ超エ百八十圓以下ナルト	八十錢	四十錢	二十七錢	十九錢	
百八十圓ヲ超ユルト	一圓	五十錢	三十四錢	二十四錢	

支拂ヲ受クベキ給與ガトキ
 同半月分ナルトキ
 同一旬分ナルトキ
 同一週分ナルトキ

前項ノ場合ニ於テ甲種ノ勤勞所得ガ前表ニ掲グル給與以外ノモノナルトキハ支拂ヲ受クベキ給與ガ一月分ナルトキニ付前表ニ定ムル金額ヲ給與ノ支給期間ニ應ジテ換算シタル金額ヲ分類所得稅額ヨリ控除ス同一ノ支拂者ヨリ賞與ト賞與以外ノ給與トヲ併セ受クル者ニ在リテハ前二項ノ控除ハ先ヅ賞與以外ノ給與ニ對スル分類所得稅ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ賞與ニ對スル分類所得稅ニ及ブ
 第二十五條及第二十六條ノ規定ハ前三項ノ場合ニ付之ヲ準用ス
 (書式七葉添)

所得稅拂込書

備考 本書ノ年度ハ拂込ノ日ヲ以テ區別シ記入スヘシ

第何號	何年度	大藏省主管	
租稅	所得稅	分類所得稅	何稅務署
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> Y 圓 </div> <p>頭書ノ金額拂込候也</p> <p>支出官（又ハ出納官吏）</p> <p>職官氏名 國</p> <p>昭和何年何月何日</p>			

（參照）
昭和十五年四月一日大藏省令第九號所得稅法施行細則抄錄
第一號書式（用紙適宜輪廓 縱四寸五分 横三寸三分）

（昭和十五年六月一日公報（部内限）號外附錄別紙）

0973

昭和何年何月分
甲種ノ勤勞所得ニ對スル分類所得稅徵收高計算書

所轄稅務署

區分	給與額												算出稅額 合計	扶養控除及保險料控除 ヲ爲シタルモノ		差引		摘要
	支給總額		基礎控除ニ因リ失格 スルモノ		基礎控除ニ因リ失格セサルモノ		基礎控除ヲ爲ササルモノ		合計	人員	控除額	人員		徵收稅額				
	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額	基礎 控除 額	算出稅額							人員	支給額	算出稅額	
俸給給料																		
、 、 、																		
賞與																		
歳費																		
費用辨償																		
年金給 恩(一時恩給 ヲ除ク)																		
合計																		

昭和何年何月何日

支出官(又ハ出納官吏)

職官氏

名 園

備考
一、「、、、」ノ欄ニハ賞與以外ノ給與ニシテ俸給給料以外ノモノヲ記載スルモノトス
二、支給總額ノ欄ニハ其ノ月中ニ支給スルコトノ確定シタル給與ノ總額ヲ記載スルモノトス
三、各欄ノ人員ハ各欄毎ニ實際人員(合計ノ欄ニ在リテハ各欄ヲ通シタル實際人員)ヲ掲タル
モノトス
四、所得稅法第十一條第一項第一號及第二號ニ該當スルモノニ付テハ支給總額ノ欄ニ外書スル
モノトス
五、扶養控除及保險料控除ヲ爲シタル者ニ付テハ摘要欄等適宜ノ箇所ニ左ノ事項ヲ記載スルモ
ノトス

控除費	人員	區分	
		扶養控除 スルモノ	保險料控除
		扶養控除及保險料控除ニ因リ失格 セサルモノ	扶養控除及保險料控除ニ因リ失格 スルモノ

第三號書式丁(用紙美濃判)

(昭和十五年六月一日公報(部内限)號外附錄別紙)

0974

昭和何年何月分
甲種ノ退職所得ニ對スル分類所得税徴収高計算書

第三號書式戊(用紙縦五寸五分
横八寸)

(昭和十五年六月一日公報(部内限)號外附錄別紙)

區分	支拂フヘキ金額	支拂濟金額		支拂未濟金額	税額	摘要
		課税	非課税			
一時恩給						
退職給與						
合計						

備考

一、支拂フヘキ金額ノ欄ニハ其ノ月ニ於テ支拂フヘキ
コトノ確定シタル金額ト前月分支拂未濟金額トノ合
計ヲ掲クルモノトス
二、非課税ノ分ニ付テハ一人別明細書ヲ添付スルモノ
トス

昭和何年何月何日

支出官(又ハ出納官吏)

職官氏 名 園

0975

甲種ノ退職所得明細書

第四號書式丁 (用紙縦八寸五分)

住所氏名	區分	支拂額	中一 シ 除 シ 金 額 支拂額 中一 シ 除 シ 金 額 支拂額 中一 シ 除 シ 金 額	税額
何々 何某	一時恩給 退職給與			
昭和	何年何月何日			
		何官應、 何某又	何縣、何 ハ何會社	市町村、

(昭和十五年六月一日公報 (部内限) 號外附錄別紙)

0976

第五號書式戊(用紙美濃判)

(昭和十五年六月一日公報(部内限)號外附錄別紙)

何年分甲種ノ勤勞所得ニ屬スル俸給共ノ他支拂調書

年 月 日

官公衙名、法人代表者
共ノ他支拂者

氏 名 圖

金額	計算ノ基礎	手當	賞與	基礎控除額	扶養家族ノ控除額	生命保険料ノ控除額	徴收シタル分所得税額	摘要	支拂ヲ受クル者

備考

- 一、俸給、給料、歳費、費用辨償、年金、恩給若ハ賞與又ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ニシテ甲種ノ勤勞所得ニ屬スルモノノ支拂調書ハ總テ本様式ニ依ルモノトス
- 二、給與ノ額ハ總テ前年中ニ支拂ノ確定シタルモノヲ記載スルコトトシ現ニ在勤セサル者ノ分ニ付テモ記載スルモノトス
- 三、計算ノ基礎ハ例ヘハ一月ヨリ月何圓七月ヨリ何圓ノ如ク記載スルモノトス
- 四、基礎控除額、扶養家族ノ控除額、生命保険料ノ控除額ノ各欄ハ前年中甲種ノ勤勞所得ニ付分類所得税額ヨリ控除シタル各金額(基礎控除額ニ付テハ前年中ニ控除シタル金額)ヲ記載スルモノトス
- 五、住所又ハ居所ハ支拂調書提出當時ニ於ケルモノニ依リ記載スルモノトス
- 六、摘要欄ニハ就職、退職、轉勤ノ異動月日共ノ他參考事項ヲ記載スルモノトス
- 七、恩給及年金ニシテ代理受領ニ係ルモノニ付テハ代理受領者ノ住所氏名ヲ摘要欄ニ記載スルモノトス
- 八、稅務署長ノ承認ヲ得タルトキハ本様式ト異リタル様式ニ依リ調整スルコトヲ得ルモノトス

0977



0978

場經
所由

計		人		控除額		圓	
の扶養氏家族名族	生年月日	職業	申請者との続柄	不具被疾の事實	種族	扶養家族の所得額	備考
税務署長殿							
住所							
申請者の名							
昭和十五年分甲種の勤勞所得に對する扶養家族生命保険料控除申請書	昭和	年	月	日	提出		
印捺							
生命保険料の控除	生命保険の種類	保険金額	保険契約者の名	氏名	受取人の名	前年中納付したる保険料	備考

(昭和十五年六月一日公報(部内限) 號外附錄別紙)

注 意 事 項

一、扶養家族の控除

(イ) 甲種の勤勞所得に付て分類所得税を課税される方は此の申請を爲せば本年三月一日現在で同居する扶養家族一人に付き年十二圓の割合(月給の場合は月一圓宛)で分類所得税から控除されます、但し甲種の勤勞所得以外の分類所得税から控除される扶養家族及綜合所得税の納税者(總所得五千圓を超える者)の扶養家族は控除されません。

(ハ)(ロ) 扶養家族は同一戸籍内の妻並に戸主及家族中年齡十八歳未満若しくは六十歳以上の者又は不具癡疾者に限り、扶養家族が本年分の事業所得、乙種の勤勞所得、山林所得等を有し此等の所得から百五十圓を超える金額の基礎控除(所得税法第十七條等の控除)を受けるときは其の扶養家族分は控除されません。

(ホ)(ニ) 本書は給料等の支拂者を経由して其の支拂者の所轄税務署に提出して下さい。
二以上の支拂者から給與を受ける方で一方のみでは控除しきれぬときはその控除不足の人数だけ他の方から控除されます、その場合は別々に支拂者を経由して申請を要します。

二、生命保険料の控除

所得者本人若しくは家族又は其の相續人を保険金受取人とする生命保険契約の保険料を控除申請した場合前年中の拂込額(利益配當を差引しない金額)中二百圓以内に於て左表の金額を其の税金から控除されます。

保険料總額	控除税額	月	四	錢
十圓以下	十圓	八	錢	
十圓ヲ超ニ二十圓以下	二十圓	二十	錢	
二十圓ヲ超ニ六十圓以下	六十圓	四十	錢	
六十圓ヲ超ニ百圓以下	六十圓	六十	錢	
百圓ヲ超ニ百四十圓以下	八十圓	八十	錢	
百四十圓ヲ超ニ百八十圓以下	八十圓	八十	錢	
百八十圓ヲ超ニ二百圓以下	八十圓	八十	圓	



昭和 年分甲種の勤務所得に對する基礎控除申告書 昭和 年 月 日提出

税務署長殿

所 住

名 氏

印 捺

(昭和十五年六月一日公報(部内限) 號外附録別紙)

基礎控除に關する内譯

場 經 所 由	勤勞所得の種類	支拂を受ける場所	備 考

一、甲種の勤務所得に對する基礎控除(所得税法第十六條參照)とは年七百二十四の割合で給與の支給期間に應じ算出した金額(月給の場合は月六十
四宛)を其の給與の金額から控除する金額であります。

二、二以上の支拂者から俸給、給料等の支拂を受ける方はこの申告書を各別に作成し各支拂者を經由して各支拂者を所轄する税務署に提出して下さい。

三、基礎控除の順序は「一」圖から受ける恩給、「二」圖から受ける年金(三)公共團體から受ける恩給、「四」圖から受ける年金(四)歳費、「五」公共團體から受ける費用弁償(六)其の他の給與の順で不足があつた場合に順次、次から控除されます。尚、「一」から「五」までの給與については其の年受ける金額を備考欄に記載して下さい。

四、前項「其の他の給與」に付ては主たる給與の支拂者の分から控除されますから「支拂を受ける場所」の欄に「〇」と控除を受ける順序の番號を記載して下さい。

海軍公報 (部内限) 第三千五百十七號

昭和十五年六月三日(月)
海軍大臣官房

○通牒

官房第一八六〇號

昭和十五年四月十五日

海軍省 副官

關係各廳長殿

定期航空便海軍指定座席使用ニ

關スル件通知

本年官房第二一六八號並ニ昭和十三年官房第六四七二號ニ依ル大日本航空株式會社經營定期航空便指定座席ハ左記ノ通追加契約セラレ候

記

自東北 至廣東 上下便共	一箇月借 上座席數	100	11000	11,000	毎日上下便共二席ツツ 毎車用ニ供スルモノト
搭乗區間	單價	代價	記	事	

(昭和十五年四月二十六日海軍公報(部内限)参照)
(昭和十三年十二月二十七日海軍公報(部内限)参照)

軍務一第一四一號

昭和十五年四月十五日

海軍省軍務局長

關係各廳長殿

定期航空便海軍指定座席ニ關スル件通牒

本年官房第二一六八號ニ依ル首題ノ件ハ當分ノ間左記ノ通昭和十三年軍務一第二〇九號首題通牒ニ追加試行

記

海軍公報(部内限) 第三千五百十七號

昭和十五年六月三日

六〇五

航	空	路	管	制	應	座	席	申	出	期	用	社	制	應	ト	連	絡	事	項	同	上	連	絡	會	社	名	記	事
上	下	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便
廣	臺	東	臺	北	在	勤	武	官																				
支	那	方	面	艦	隊	司	令	部	ノ	定																		
ム	ル	所	ニ	依	ル																							
定	期	便	三	日	前	(出	發	當																			
日	ヲ	除	ク)	迄	ニ	管	制	照																				
ニ	照	會	シ	座	席	ノ	指	定	ヲ																			
受	ク	ル	モ	ノ	ト	ス																						
座	席	ヲ	使	用	セ	サ	ル	場	合																			
ハ	其	ノ	前	日	一	二	〇	〇	迄																			
ニ	其	ノ	旨	會	社	ニ	通	知	シ																			
一	般	乘	客	用	ニ	充	テ	シ	ム																			
ル	モ	ノ	ト	ス																								
大	日	本	航	空	株	式	會	社	登																			
北	出	張	所	(本	町	三	丁	目)																			
同	廣	東	駐	在	員																							

(昭和十三年十二月二十七日海軍公報(部内限)参照)

○ 辭 令

海軍機關少佐 足立 定男
 海軍武功調査委員ヲ命ス
 通信書記 田中 重雄
 第三海軍軍用郵便所員ヲ免ス(以上^{五十一}海軍省)
 海軍機關中佐 梶谷 憲雄
 購買名簿調査委員會委員ヲ命ス
 海軍機關少佐 小林 儀作
 購買名簿調査委員會委員ヲ免ス(以上^{同上})
 海軍中佐 山川 幾藏
 兼第四課勤務ヲ命ス(五^十水路部)

○ 雜 款

○將旗移揚
 横須賀防備戰隊司令官ハ五月二十九將旗ヲ一時猿島ニ
 移揚、同日横須賀防備隊ニ復歸、五月三十一日第五
 號掃海艇ニ移揚、同日横須賀防備隊ニ復歸セリ
 海南島根據地隊司令官ハ五月三十日將旗ヲ三亞ヨリ海
 口司令部ニ移揚セリ
 ○郵便物發送先
 特設運送船極東丸宛
 六月 八 日迄ニ到達見込ノモノハ 佐 世 保
 同 二十八日迄ニ 同 宿 毛
 ○書類宛名ニ關スル件照會

本艦ハ特設水上機母艦ナル處本艦艦長宛公文書ニシテ
左記ノ如ク誤レル宛名ヲ使用セラルル向多ク事務處理
上甚不都合有之必ズ「神川丸艦長」ト宛名セラレ度

記

- 神川丸監督官
- 神川丸指揮官
- 神川丸砲艦長
- 神川丸船長
- 神川丸特務艦長

海軍公報(部内限)第三千五百十七號

昭和十五年六月三日

六〇七

○艦船所在

指[△]定[△]要[△]セ[△]ス

○六月三日午前十時調

【横須賀】

春日[▲]、足柄[▲]、夕張、神威、比叡、蒼龍[▲]
嚴島、駒橋、瑞穂、▽香取

▽朝雲[▲]、山雲[▲]

伊七、伊五[▲]、▽伊二二四[▲]、伊二二三[▲]、

尻矢

(高崎)、(翔鶴)、(伊二三)[▲]、(伊二七)[▲]

【長浦】

沖島

伊六、▽呂五七、呂五八

掃五、掃六、▽掃三、掃一、掃二、掃四

(宗谷)

【鶴見】

(國後)[▲]

【横濱】

鹿島[▲]

【浦賀】

狹霧[▲]
(早潮)[▲]、(時津風)[▲]

【館山】

夏雲、澤風[▲]

【女川】

迅鯨

【大湊】

白鷹

【函館】

▽朝風

【吳】

淺間、鳳翔、鬼怒[▲]、大鯨、扶桑、日向、
龍驤、妙高[▲]、千代田[▲]、▽球磨、初鷹、

隅田、八雲、長鯨、古鷹

吳竹、若竹、早苗、矢風[▲]、▽菊月

伊一二三[▲]、伊二二一[▲]、伊一六[▲]、
伊五七[▲]、呂六四、呂六三、▽呂六八、
伊七四、▽伊六〇、伊五九

雁
掃一三、掃一四、掃一六、▽掃一五

攝津、隱戸

(日進)、(伊九)[▲]、(伊二五)[▲]、(伊二七)[▲]

【大阪】(橋立)[▲]、(夏潮)[▲]、(浦風)[▲]

【神戸】木曾[▲]、大井

伊一[▲]、▽伊二[▲]、伊三[▲]
(瑞鶴)[▲]、(伊一〇)[▲]、(伊一九)[▲]、(伊二〇)[▲]、
(伊二一)[▲]、(伊二二)[▲]

【相生】鶴見[▲]

(蒼鷹)[▲]

【玉】伊四[▲]

(占守)[▲]

【因ノ島】長月、文月[▲]

【舞鶴】吾妻[▲]、龍田[▲]、長良[▲]

▽秋風、夕風、羽風、太刀風、朝顔、芙蓉、
刈萱[▲]

▽隼[▲]、鴨[▲]、鴻[▲]、鶴[▲]、千鳥
伊五二[▲]
室戸

海軍公報(部内限)第三千五百十七號

昭和十五年六月三日

六〇九

0984

【金石】

(親潮)▲(天津風)▲(嵐)▲
天龍
青葉▲、衣笠▲、加賀、名取▲、霧島、北上、
八重山、常磐

初春、三日月、夕月、卯月、夕風、阜月、
陸月▲、□水無月

呂三〇、呂三一、呂三二、呂六〇、呂六一、
呂六二、□伊六二▲、伊六一▲、伊六四▲、
掃一一、掃一二、□掃一〇、□掃九

【長崎】

(八丈)▲(磯風)▲(伊一八)▲(伊二四)▲
(櫻野)▲

【本浦】

追風
疾風

【群山】

□出雲、□安宅、熱海、鳥羽、勢多、壘田、
比良、保津、二見、伏見、□鳥海、嵯峨、
□磐手、勝力、□千歳、□由良、□多摩、
能登呂、□長門、陸奥、山城、伊勢、□金剛、
榛名、□加古、□阿武隈、□川内、□劍埼、
□赤城、□高雄、愛宕、摩耶、□羽黒、那智、
□熊野、鈴谷、三隈、最上、□利根、筑摩、
□神通、□那珂、□五十鈴、□飛龍

栗、梅、蓮、松風、□朝風、□若葉、初霜、
子日、□春風、旗風、沖風、峯風、□神風、
波風、野風、沼風、彌生、□如月、望月、

【航海中】

石廊 (五月二十日)「ホノルル」發「バラオ」へ
早鞆 (五月二十七日)「マニラ」發「佐世保」へ
襟裳 (五月二十七日)「羅府發」「ヒロ」へ

□村雨、春雨、夕立、五月雨、□江風、涼風、
海風、山風、□白霧、夕暮、有明、時雨、
□東雲、白雲、叢雲、薄雲、□綾波、浦波、
磯波、敷波、□天霧、朝霧、夕霧、□大潮、
朝潮、荒潮、滿潮、□黑潮、雪風、初風、
□夜、霞、陽炎、不知火、□響、雷、電、曉、
□潮、曙、朧、漣、□初雪、白雪、吹雪、
□呂三四、呂三三、□伊五六、伊五八、
□伊五三、伊五四、伊五五、伊五六、
伊六六、伊六五、□伊六八、伊六九、
伊七〇、□伊七二、伊七一、伊七三、
伊八、□伊七五、□呂六五、呂六七、
呂六六
鷺、鳩、雉、□友鶴、初雁、真鶴
掃七、掃一七、□掃一八、掃八
□朝日、大泊、明石、間宮、野島、鳴戸

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第三千五百十八號

海軍大臣官房

昭和十五年六月四日(火)

○ 令 達

官房機密第三九二一號

昭和十五年六月四日

海軍大臣

各鎮守府司令長官殿

下士官及兵服役延期ニ關スル件訓令

昭和十五年十、十一月現役滿期トナルベキ下士官及兵ハ海軍武官服役令第三條第一項第一號、海軍志願兵令第十四條第一項第一號及兵役法第十九條第一項第一號ノ規定ニ依リ當分ノ間服役延期方取計フベシ但シ服役延期不適ト認ムル者ハ服役延期セシメザルコトヲ得

○ 辭 令

清水 澄
米田 義男
安野 竹三

(各通)

海軍造船學生ヲ命ス

(各通)

神田 好雄
平野 隆司
大谷 碧
鶴田 龍夫
和田 猪一
和瓶 廉三
仁瓶 信雄
三輪 爲雄
森本 爲雄
中野 恭二
片山 喬平
石橋 靖弘
喜多 英夫
杉浦 卓
増田 弘
原 眞次
小林 四郎
刈谷 傳吉

海軍公報 (部内限) 第三千五百十八號 昭和十五年六月四日

六一

0986

海軍造機學生ヲ命ス

(各通)

日高	下間	沖本	橋本	平井	藤田	多田	大川	津曲	長谷部	山本	堀川	萩原	樋口	鮫島	尾田	千藤	佐治	水谷	西風
莊輔	達進	英文	滋二	和也	太郎	禎三	直臣	富彦	郁夫	一男	信夫	敏澄	康夫	敏雄	德三	猛	嘉之	順一	

海軍造船兵學生ヲ命ス

(各通)

海軍造船生徒ヲ命ス

笹川	富岡	阿部	梶貝	玉手	柴田	加古	小穴	緒方	高橋	萩原	陶浪	森脇	後藤	高橋	永岡	有坂	田中	上野
良枝	達夫	英三	六合	統	和雄	四郎	正一郎	研二	祐夫	陸郎	敏夫	瑞夫	守雄	幹夫	誠之	雄太	桂一	

0987

(各通)

海軍造機生徒ヲ命ス

宮原 八東
高橋 政義

(各通)

海軍造機生徒ヲ命ス(以上^{海軍省}海軍省)

清原 秋義
眞鍋 幸夫
龜井 邦雄
中村 浩二
末次 輝治
平田 陽
鈴木 衛
笹尾 叔亨
渡邊 文雄
小林 清次
伊藤 正大
肥田 一郎
吉川 哲

東京監理官ヲ命ス
東京監査官ヲ命ス(請同)

海軍航空本部造機監
督官海軍造機大尉

宮野 靖二

○ 雜 款

○司令驅逐艦變更
第二十二驅逐隊司令ハ五月二十六日司令驅逐艦ヲ一時水無月ヨリ長月ニ變更、同三十日長月ヨリ水無月ニ復歸セリ

○郵便物發送先

第二艦隊司令部、軍艦高雄、愛宕、摩耶宛
六月 八 日迄ニ到達見込ノモノハ

愛知縣寶飯郡形原
三重縣度會郡神社
愛知縣寶飯郡形原
同 十六日迄ニ同
同 二十八日迄ニ同
七月 三日迄ニ同
同 十八日迄ニ同
同 二十四日迄ニ同
千葉縣館山
宮城縣石巻

第五戰隊司令部、軍艦羽黒、那智、第七戰隊司令部、軍艦熊野、鈴谷、三隈、最上、第八戰隊司令部、軍艦利根、筑摩宛
六月 十日迄ニ到達見込ノモノハ

愛知縣寶飯郡形原
第二艦隊司令部ニ同ジ
其ノ後ハ
第二水雷戰隊司令部、軍艦神通、第八驅逐隊、第十六驅逐隊、第十八驅逐隊宛

六月 十日迄ニ到達見込ノモノハ 愛知縣寶飯郡形原

同 十六日迄ニ同 三重縣津

其ノ後ハ 第二艦隊司令部ニ同シ

第四水雷戰隊司令部、軍艦那珂、第六驅逐隊、第七驅逐隊宛

六月 十日迄ニ到達見込ノモノハ 愛知縣寶飯郡形原

同 十六日迄ニ同 三重縣鳥羽

其ノ後ハ 第二艦隊司令部ニ同シ

第三潜水戰隊司令部、軍艦五十鈴、第十一潜水隊、第十二潜水隊、第二十潜水隊、伊號第八潜水艦宛

六月 十日迄ニ到達見込ノモノハ 愛知縣寶飯郡形原

同 十六日迄ニ同 三重縣四日市

其ノ後ハ 第二艦隊司令部ニ同シ

伊號第七十四潜水艦宛

六月十五日迄ニ到達見込ノモノハ 吳

其ノ後ハ 第二艦隊司令部ニ同シ

第二航空戰隊司令部、軍艦飛龍、若龍、第十一驅逐隊宛ニ關シテハ當該司令部ヨリ通知ス

左ニ依リ假設無線電信所及文書交換所ヲ設置ス

同期間電報ニハ「ハホ」ノ指定ヲ要セズ
自六月九日 三重縣度會郡神社
自六月十六日 愛知縣寶飯郡西浦
自六月十七日 千葉縣館山
至同二十八日 宮城縣石卷
自七月四日
自七月十八日
自七月二十四日

第三遣支艦隊立見部隊若ハ指揮官宛
自今

部隊宛ハ 佐世保郵便局氣付

指揮官宛ハ 佐世保郵便局氣付

第三遣支艦隊今村部隊指揮官

○當隊ハ昨三日本隊、殘留隊ニ分離致候條隊宛郵便物

ハ左記ニ依リ各別ニ發送相成度

本隊 神奈川郵便局氣付

殘留隊 橫濱海軍航空隊本隊(軍事郵便)

橫濱市磯子區富岡町

橫濱海軍航空隊殘留隊

追テ 本隊宛書類ニシテ殘留隊ニモ關係アル書類ハ寫一通送付ヲ得度

功績調査關係書類ハ全部殘留隊へ送付相成度

(橫濱海軍航空隊)

0989

○艦船所在

△印ハハホフ
指定ヲ要セズ

○六月四日午前十時調

【横須賀】

春日▲、足柄▲、夕張、神威、比叡、蒼龍▲、
嚴島、駒橋、瑞穂、▽香取

山雲▲

伊五▲、伊一三四▲、伊一二三▲

尻矢

(高崎)、(翔鶴)、(伊二三)▲、(伊一七)▲

【長浦】

沖島

汐風、帆風、▽朝雲、峯雲

伊六、▽呂五七、呂五八

掃五、掃六、▽掃三、掃一、掃二、掃四

(宗谷)

(國後)▲

浦賀

狹霧▲

(早潮)▲、(時津風)▲

館山

夏雲、澤風▲

女川

迅鯨

大湊

白鷹

呂五九

函館

▽朝風

【吳】

淺間、鳳翔、鬼怒▲、大鯨、扶桑、日向、

龍驤、妙高▲、千代田▲、▽球磨、初鷹、

網田、八雲、長鯨、古鷹

吳竹、若竹、早苗、矢風▲、▽菊月
伊一三二▲、伊一二一▲、伊一六六▲
呂六四、呂六三、▽呂六八、伊七四、
伊六〇、伊五九

雁

掃一三、掃一四、掃一六、▽掃一五

攝津、隱戸

(日進)、(伊九)▲、(伊一五)▲、(伊二七)▲

【大阪】(橋立)▲、(夏潮)▲、(浦風)▲

【神戸】木曾▲、大井

伊一▲、伊二▲、伊三▲

(瑞鶴)▲、(伊一〇)▲、(伊一九)▲、(伊二〇)▲

伊二一▲、(伊二二)▲

【相生】鶴見▲

【玉】蒼鷹▲

伊四▲

(占守)▲

【因ノ島】長月▲、文月▲

【舞鶴】吾妻▲、龍田▲、長良▲、天龍

▽秋風、夕風、羽風、太刀風、朝顔、芙蓉、

刈萱▲

▽隼▲、鴨▲、鴻▲、鶴▲、千鳥

伊五二▲

室戸

(親潮)▲、(天津風)▲、(嵐)▲

0990

海軍公報(部内限)第三千五百十八號

昭和十五年六月四日

六一五

【佐世保】

青葉、衣笠、加賀、名取、霧島、北上、

八重山、常磐

初春、三月月、夕月、卯月、夕風、阜月、

睦月、水無月

呂三〇、呂三一、呂三二、呂六〇、呂六一、

呂六二、伊六二、伊六一、伊六四、

掃一、掃二、掃一〇、掃九

敷島、佐多、知床

(八丈)、(磯風)、(伊一八)、(伊二四)

【長崎】(樫野)

【本浦】追風

【作業地】出雲、安宅、熱海、鳥羽、勢多、堅田、

比良、保津、二見、伏見、鳥海、嵯峨、

磐手、勝力、千歳、由良、多摩、

能登呂、長門、陸奥、山城、伊勢、金剛、

榛名、加古、阿武隈、川内、劍崎、

赤城、高雄、愛宕、摩耶、羽黒、那智、

熊野、鈴谷、三隈、最上、利根、筑摩、

神通、那珂、五十鈴、飛龍

栗、梅、蓮、松風、朝風、若葉、初霜、

子日、春風、旗風、沖風、峯風、神風、

波風、野風、沼風、彌生、如月、望月、

村雨、春雨、夕立、五月雨、江風、涼風、

海風、山風、白露、夕暮、有明、時雨、

東雲、白雲、叢雲、薄雲、綾波、浦波、

【航海中】

石廊 (五月二十日「ホノルル」發「バラオ」)

早鞆 (五月二十七日「マニラ」發「佐世保」)

襟裳 (五月二十七日羅府發「ヒロ」)

鹿島 (三日横濱發「吳」)

疾風 (三日群山發「鎮海」)

磯波、敷波、天霧、朝霧、夕霧、大潮、

朝潮、荒潮、滿潮、黒潮、雪風、初風、

霞、霞、陽炎、不知火、響、雷、電、曉、

潮、曙、瀾、漣、初雪、白雪、吹雪、

呂三四、呂三三、伊五六、伊五八、伊五七、

伊五三、伊五四、伊五五、伊五六、

伊六六、伊六五、伊七、伊六八、

伊六九、伊七〇、伊七二、伊七一、

伊七三、伊八、伊七五、呂六五、

呂六七、呂六六

鷺、鳩、雉、友鶴、初雁、真鶴

掃七、掃一七、掃一八、掃八

朝日、大泊、明石、間宮、野島、鳴戸

海軍公報 (部内限) 第三千五百十九號

昭和十五年六月五日(水)

海軍大臣官房

○令達

官房機密第三八三六號

本年六月一日現在ノ工具(見習工具ヲ除ク)ニ對シ左ノ標準ニ依リ定期賞與ヲ支給スベシ其ノ増減支給ノ標準ニ關シテハ海軍艦政本部長ヲシテ通牒セシム
海軍燃料廠採炭部及鑛業部ノ鑛員ニ對シテハ本令ヲ準用スルコトヲ得

昭和十五年五月三十一日

海軍大臣

勤續一年以上ノ者	賃錢	三十八日分以内
同 十箇月 同	同	三十三日分以内
同 八箇月 同	同	二十八日分以内
同 六箇月 同	同	二十三日分以内
同 四箇月 同	同	十五日分以内
同 二箇月 同	同	十日分以内
同 一箇月 同	同	六日分以内

○通牒

官房第二九四三號

昭和十五年六月五日

海軍次官

各廳長殿

國債買入ニ關スル件通牒

首題ノ件ニ關シ別紙ノ通大藏次官ヨリ依頼有之候ニ付テハ可然勸奨方取計相成度

(別紙)

藏理第九四七八號

昭和十五年五月二十八日

大藏次官 太野龍太

海軍次官 住山徳太郎殿

來ル六月十七日ヨリ二十八日迄第十六回支那事變國債郵便局賣出ヲ行フコト相成候ニ就テハ貴管下各方面ニ對シ右國債ノ買入勸奨方可然御配慮相煩度尙上期末

海軍公報(部内限) 第三千五百十九號

昭和十五年六月五日

六一七

0992

賞與ノ支給セララルル向ニ對シテハ賞與國債支給運動實施要綱ニ依リ出來得ル限り賞與ヲ以テ國債ヲ購入スル様勸奨方特ニ御盡力相煩度此段及御依頼候也
 追而本年ハ紀元二千六百年ノ慶祝スヘキ年ナルニ付本年申發行ノ國債證券ニハ記念マークヲ刷入致シタル次第ニ有之國民舉ツテ此ノ佳年ヲ記念シ國債ヲ購入スル様勸奨方御配慮相煩度申添候

○ 辭 令

海軍少佐 澁谷 龍稔

海軍航空豫備學生採用試験委員ヲ命ス
 海軍用語調査委員會委員ヲ命ス

二千六百年委員會委員(幹事)ヲ命ス(請海軍省)

(各通)

東京軍法會議附錄第一遺文 岡本 光太郎
 陸軍法會議附錄海軍錄事
 東京軍法會議附錄第一遺文 木村 正三
 艦隊軍法會議附錄海軍發查

主トシテ兼務廳ニ於テ服務スヘシ(請東京軍法會議首席法務官)

軍令部出仕海軍大尉 塩見 三郎

臨時戰史部勤務ヲ命ス

第四部第十一課勤務ヲ命ス(以上請軍令部)

同 德永 斌

海軍大佐 蒲瀬 和足(瑞 穂)

同 佐々木喜代治(横 艦)

同 伊藤 美雄(横 廠)

同 佐々木 靜吾(艦 本)

海軍中佐 南 六右衛門(横 鎮)

同 前田 清海(瑞 穂)

同 淺野 以文(同)

同 田村 榮次(同)

同 鹿野 清之助(同)

海軍機關大佐 島田 藤治郎(艦 本)

海軍機關中佐 湯澤 錠之助(横 艦)

同 郡嶋 定雄(瑞 穂)

同 宮澤 省吾(艦 本)

同 高岡 羊吾(横 鎮)

海軍機關大尉 吉野 久七(瑞 穂)

海軍造船少佐 矢田 健二(艦 本)

軍艦瑞穂審議委員ヲ命ス

海軍大佐 藤村 白鷹(若 鷹)

海軍中佐 田中 正雄(艦 本)

0993

(各通)

海軍少佐 春山 淳(蒼鷹)
 海軍大尉 中野 信行(同)
 海軍機關中佐 小山 清行(艦本)
 海軍機關少佐 山本 良材(艦本監)
 同 本多 繁勝(蒼鷹)
 海軍造船大尉 山下 啓三(艦本)
 海軍技師 上羽 助太郎(艦本監)
 同 菅 繁義(同)

軍艦蒼鷹審議委員ヲ命ス

(各通)

海軍大佐 水井 靜治(艦本)
 海軍中佐 金岡 國三(親潮)
 海軍少佐 小山 亨(舞鏡)
 海軍大尉 米井 恒雄(親潮)
 同 島村 和猪(同)
 海軍中尉 西野 正男(同)
 海軍機關中佐 吉武 直行(舞廠)
 海軍機關少佐 水越 正作(舞鏡)
 同 福谷 英二(艦本)
 同 入江 至(親潮)
 海軍造船少佐 生野 勝郎(艦本)

驅逐艦親潮審議委員ヲ命ス

(各通)

海軍中佐 田中正雄(艦本)
 海軍大尉 塚田 重夫(成生)
 海軍機關少佐 石原 昌(艦本)
 海軍造船中佐 赤崎 繁(同)
 海軍技師 濱田 善治(艦本監)
 同 關 甚作(同)
 同 高橋 健次(同)
 敷設艇成生審議委員ヲ命ス(以上訪海軍艦政本部)

○ 雜 款

○司令潜水艦一時變更
 第二十潜水隊司令ハ六月四日司令潜水艦ヲ一時伊號第七十三潜水艦ヨリ伊號第七十二潜水艦ニ變更、同日復歸セリ

○司令掃海艇變更
 第十一掃海隊司令ハ六月一日司令掃海艇ヲ第十三號掃海艇ニ變更セリ

○特務艦宗谷行動豫定
 地名 着 發
 石川島 六月四日 六月四日
 横須賀 六月四日 十日

海軍公報(部内限)第三千五百十九號

昭和十五年六月五日

六一九

0994

大 湊 十三日

○特務艦早艇行動豫定

地名	着	發
佐世保	六月二十日	六月十二日
徳山	七月二日	七月二十四日
佐世保	五日	七月四日

○郵便物發送先

特務艦宗谷宛
六月九日迄ニ到達見込ノモノハ 横須賀
其ノ後ハ 大湊郵便局氣付

第十五號、第十六號掃海艇宛

自今 吳
追テ本艇第十一掃海隊ヲ解カレ呉鎮守府豫備艇トナ
リタルニ付爲念

特務艦早艇宛

六月十二日迄ニ到達見込ノモノハ 佐世保
七月三日迄ニ同 徳山郵便局留置
其ノ後ハ 佐世保

○事務所撤去
宗谷艦裝員事務所ヲ本月四日撤去セリ

○事務所設置

伊號第十七潜水艦裝員事務所ヲ横須賀海軍工廠總務
部潜水艦事務所内ニ設置シ六月三日ヨリ事務ヲ開始セ
リ

○書類發送先

當隊(豊國丸、會寧丸、正生丸、百福丸)主計科關係
郵便物ハ當分ノ間左記ニ依リ發送相成度
追テ第十三砲艇隊ト誤送シ易キニ付特ニ留意相成度
佐世保郵便局氣付會寧丸
第十三砲艇隊主計科
(第十三砲艇隊)

0995

○艦船所在

▲印ハハカフ
指定ヲ要セズ

○六月五日午前十時調

【横須賀】

春日▲、足柄▲、夕張、神威、比叡、蒼龍▲
嚴島、駒橋、瑞穂、口香取、勝力

山雲▲

伊五▲、伊一二四▲、伊一二三▲

尻矢、宗谷

(高崎)、(翔鶴)、(伊二三)▲、(伊一七)▲

【長浦】

沖島

汐風、帆風、朝雲、峯雲、呂夏雲

伊六、呂五七、呂五八

掃五、掃六、掃三、掃一、掃二、掃四

【鶴見】

(國後)▲

狹霧▲

(早潮)▲、(時津風)▲

【館山】

澤風▲

【女川】

迅鯨

龍驤、妙高▲、千代田▲、球磨、初鷹、

隅田、八雲、長鯨、古鷹

吳竹、若竹、早苗、矢風▲

伊一二二▲、伊一二一▲、伊一六▲

【函館】

朝風

淺間、鳳翔、鬼怒▲、大鯨、扶桑、日向、

龍驤、妙高▲、千代田▲、球磨、初鷹、

隅田、八雲、長鯨、古鷹

吳竹、若竹、早苗、矢風▲

伊一二二▲、伊一二一▲、伊一六▲

呂六四、呂六三、呂六八、伊七四、
伊六〇、伊五九

雁

伊掃一三、掃一四、掃一六、掃一五

攝津▲、隱戸

(日進)、(伊九)▲、(伊一五)▲、(伊二七)▲

(橋立)▲、(夏潮)▲、(浦風)▲

木曾▲、大井

伊一▲、伊二▲、伊三▲

(瑞鶴)▲、(伊一〇)▲、(伊一九)▲、(伊二〇)▲

(伊二一)▲、(伊二二)▲

鶴見▲

(蒼鷹)▲

伊四▲

(古守)▲

長月▲、文月▲、呂菊月

吾妻、龍田▲、長良▲、天龍

秋風、夕風、羽風、太刀風、朝顔、芙蓉、

劉萱▲

伊集▲、鴨▲、鴻▲、鶴▲、千鳥

伊五二▲

室戸

(親潮)▲、(天津風)▲、(嵐)▲

青葉▲、衣笠▲、加賀▲、名取▲、霧島▲、北上▲、

八重山、常磐

【佐世保】

青葉▲、衣笠▲、加賀▲、名取▲、霧島▲、北上▲、

八重山、常磐

海軍公報(部内限)第三千五百十九號 昭和十五年六月五日

六二一

0996

初春、三月月、夕月、卯月、夕風、阜月、
陸月、水無月。

呂三〇、呂三一、呂三二、呂六〇、呂六一、

呂六二、伊六二、伊六一、伊六四、

掃一、掃二、掃一〇、掃九

敷島、佐多、知床

(八丈)、(磯風)、(伊一八)、(伊二四)

【長崎】(釋野)

【鎮海】追風、疾風

【作業地】出雲、安宅、熱海、鳥羽、勢多、堅田、

比良、保津、二見、伏見、鳥海、嵯峨、

磐手、千歳、由良、多摩、能登呂、

長門、陸奥、山城、伊勢、金剛、榛名、

加古、阿武隈、川内、劍崎、赤城、

高雄、愛宕、摩耶、羽黑、那智、熊野、

鈴谷、三隈、最上、利根、筑摩、神通、

那珂、五十鈴、飛龍

栗、梅、蓮、松風、朝風、若葉、初霜、

子日、春風、旗風、沖風、峯風、神風、

波風、野風、沼風、彌生、如月、望月、

村雨、春雨、夕立、五月雨、江風、涼風、

海風、山風、白露、夕暮、有明、時雨、

東雲、白雲、叢雲、薄雲、綾波、浦波、

磯波、敷波、天霧、朝霧、夕霧、大潮、

朝潮、荒潮、滿潮、黑潮、雪風、初風、

【航海中】

石廊 (五月二十日「ホノルル」發上「パラオ」)

早鞆 (五月二十七日「マニラ」發「佐世保」)

襟裳 (五月二十七日「羅府發」「ヒロ」)

鹿島 (三日横濱發「吳」)

呂五九 (四日大湊發「福山」)

伊波、霞、陽炎、不知火、響、雷、電、曉、

潮、曙、隴、漣、初雪、白雪、吹雪、

呂三四、呂三三、伊五六、伊五八、伊五七、

伊五三、伊五四、伊五五、伊六六、

伊六六、伊六五、伊七、伊六八、

伊六九、伊七〇、伊七二、伊七一、

伊七三、伊八、伊七五、呂六五、

呂六七、呂六六

鷺、鳩、雉、友鶴、初雁、真鶴

掃七、掃一七、掃一八、掃八

朝日、大泊、明石、間宮、野島、鳴戸